

令和3年度 子ども・子育て支援制度にかかる保育料(利用者負担額)について(奥出雲町)

奥出雲町の階層区分		保育料(利用者負担額) 月額										
		国階層区分	3号認定				1号・2号認定					
			保育標準時間		保育短時間		保育標準時間	保育短時間				
			3歳未満児		3歳以上児							
		国	町	国	町							
1	生活保護世帯	1	0	0	0	0	0円 幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償となります。					
2	町民税非課税世帯	2	0	0	0	0						
3	町民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	3	19,500	11,000	19,300	10,900						
3'	町民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)ひとり親世帯等	*	18,500	10,000	18,300	9,900						
4	1	24,300円未満	3	19,500	13,000	19,300		12,800				
		48,600円未満							15,000	14,800		
5	1	57,700円未満	4	30,000	17,000	29,600		16,800				
		60,600円未満							18,000	17,800		
		77,100円未満							21,000	20,700		
		97,000円未満							25,000	24,700		
6	1	121,000円未満	5	44,500	28,000	43,900		27,600				
		145,000円未満							31,000	30,600		
		169,000円未満							35,000	34,500		
7	1	211,200円未満	6	61,000	39,000	60,100	38,400					
		301,000円未満						7	80,000	43,000	78,800	42,300
		397,000円未満										
8	397,000円以上	8	104,000	52,000	102,400	51,200						

※令和3年度の保育料は、令和3年4月1日時点の年齢を基準とします。

※令和3年度の保育料は、令和3年4月分～8月分は令和2年度の町民税額から、令和3年9月分～4年3月分は令和3年度の町民税額から算定されます。

※階層区分決定の基礎となる町民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。

※第3階層、第4階層のひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯などは、1,000円減額となります。

※2歳児童(3号認定)については、年度途中で3歳になり認定区分に変更が生じても保育料は変わりません。

【国・県の保育料軽減事業】

- ① 第3～第5-1階層で保護者と生計を一にする第2子は1/2、第3子は無料となります。
- ② 第3～第5-3階層でひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯などは、第1子が1/2、第2子が無料となります。
また、下記のとおり月額保育料の上限設定をしています。
※保育標準時間: 上限6,000円 保育短時間: 上限6,000円
- ③ 第2～第5-4階層で第1子・第2子は、2/3に軽減されます。
- ④ 同時に2人以上が入園している場合、2人目以降軽減があります。(一部、奥出雲町の軽減事業を含みます。)
※年齢の高い方から 2人目は1/2 3人目以降は無料となります。

【奥出雲町保育料等軽減事業】

- ⑤ 中学3年生以下で第3子以降の児童の場合は、申請により全額免除(無料)となります。
- ⑥ 中学3年生以下で第2子の児童の場合は、申請により1/2軽減されます。
※同時入園の第2子の場合は、⑤の軽減を合わせて、保育料は1/4となります。

注)町独自施策の軽減は町内の幼稚園に入園している場合に限りです。